

T-Guard ティーガード 団体総合生活保険のご案内

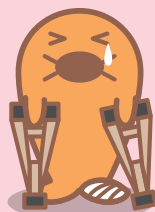
※T-Guardは、東京ガスグループの団体総合生活保険のペットネームです。

- ・自転車走行中のケガ
- ・自転車走行中の賠償リスクも補償対象です

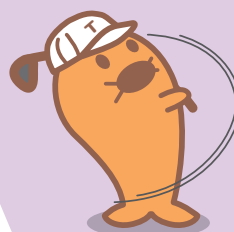
傷害補償
個人賠償補償
P5~



傷害補償
ケガの補償
P5~



ゴルファー・
ホールインワン補償
P7~



団体割引25%・
損害率による割引25%適用により
保険料が

約 **44%**
OFF

申込締切

令和3年12月27日(月)

保険期間

令和4年4月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時まで

加入対象者

東京ガス(株)および系列会社のご退職者およびそのご家族
(配偶者、お子様、ご両親、ご兄弟の方等)

申込方法

同封の加入依頼書に必要事項をご記入の上、東京ガスリース(株)保険部へ郵送にてお送りください。

保険料払込方法

令和4年6月27日(月)ご指定の口座から引き落としさせていただきます。

- ・通常は、保険開始日(4月)の2ヶ月後の6月27日となりますが休業の場合は翌営業日となります。
- ・(預金通帳にはMBS.TGLSホケんと表記されます)なお、引き去りについて、預金口座の残高不足、届出印相違、振替依頼書の記入誤り等の事由により、6月27日(月)に保険料相当額の引き落としができなかった場合には、翌月7月27日(水)に再請求をいたします。
- ・再請求の結果、引落不能の場合には、ご通知いたしますので、8月31日(水)までに保険料をお支払いいただきますよう、お願いいたします。
- また、期日までにお支払いいただけない場合には、保険始期が始まった後でも事故に対して保険金をお支払いできなくなりますので、十分にご注意ください。

- 中途加入の補償期間は申込日の翌月1日午後4時から令和5年4月1日午後4時までとなります。(P10をご参照ください)
- このパンフレットは重要事項が記載されておりますので、契約終了まで大切に保管してください。
- 商品改定に伴い、補償内容に変更が生じております。詳細はP.1をご確認ください。

お問い合わせ 東京ガスリース(株) 保険部

※音声ガイダンスの後、「1」を押してください。更新担当へ繋がります。
なお、ダイヤル回線のお客様は、*を押してから「1」を押してください。

TEL.03-5322-7114

【お知らせ】

平成28年5月29日より施行された保険業法の改正により、保険契約に至る募集プロセスの各段階におきまして、きめ細やかなサービス提供が保険代理店に義務付けられました。弊社では、この法律の趣旨に則り、お客さまのご要望やご意向を正確に把握するために、今後、お客さまと弊社募集スタッフとの電話による会話を録音させていただきますので、何卒ご理解とご協力いただきますようお願い申し上げます。



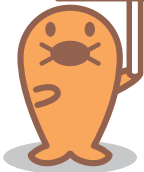
必ずお読みください

ご加入内容に関する大切な

令和4年4月より、商品改定に伴い、補償内容が一部変更となっております。
ご加入する際には、本パンフレットおよび加入依頼書等を併せてご確認ください。
ご不明な点や詳細等につきましては、代理店または東京海上日動までお問い合わせください。

変更の概要

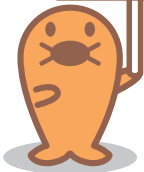
変更点①



「個人賠償責任補償特約（傷害補償）」の保険料を改定します。

- ◆直近の保険金のお支払状況等を踏まえて、個人賠償責任補償特約の保険料を一律年間280円引き上げます。

変更点②



「特定感染症危険補償特約（傷害補償）」の約款を改定します。

- ◆「感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）」の改正により新型コロナウイルス感染症*1が感染症法上の「指定感染症」から「新型インフルエンザ等感染症」に変更されたことを踏まえ、新型コロナウイルス感染症*1を引き続き補償対象とする約款改定*2を行います。

※新型コロナウイルス感染症*1は、2020年2月1日より補償対象としております。既に本特約にご加入いただいているお客様で2020年2月1日以降に新型コロナウイルス感染症*1を発病された場合は、代理店または弊社までご連絡ください。

なお、新たに本特約にご加入される場合、保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病されたときは保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

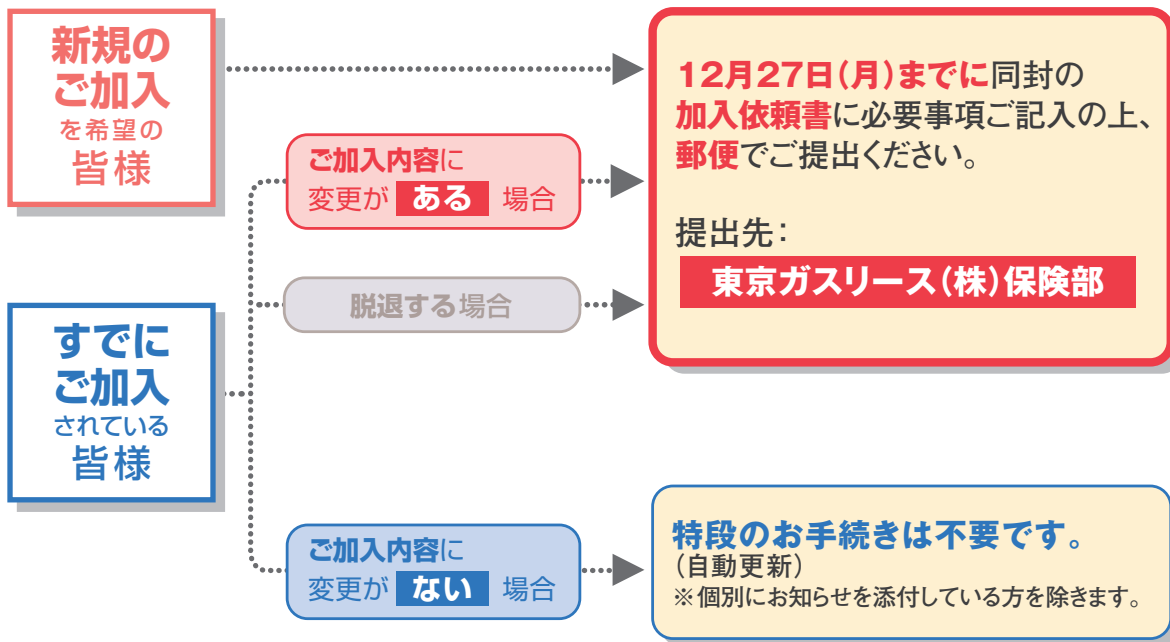
*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限り）であるものに限ります。

*2 本改定は、改正感染症法の施行日である2021年2月13日より適用いたします。

※本特約は傷害補償に自動付帯されます。

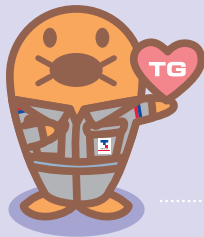
お知らせ

お手続きの流れ



よろしく
お願いします





T-Guard はどんな

〈傷害補償〉(P5～) 個人コース・家族コース

個人コース加入対象者：ご退職者本人・配偶者・両親・兄弟姉妹・その他本人と同居の親族

家族コース加入対象者：ご退職者本人・配偶者・両親・兄弟姉妹

ご自身・家族のケガや事故、日常リスクに備える補償 (地震・噴火等によるケガや死亡まで補償拡大!)

- 1 死亡・後遺障害
- 2 入院
- 3 手術
- 4 通院

✓セットで安心 ✓ご家族ぐるみの補償も可能

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

5 個人賠償責任

✓法律上の賠償責任を負った場合に補償 (国内のみ) ✓示談交渉サービスを実施 (国内のみ)

✓他人から借りたもの、預かったものを壊して賠償責任を負った場合に補償 (日本国内で借りたもの預かったもののみ)

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 友人から借りた旅行用のトランクケースを壊して修理が必要になった

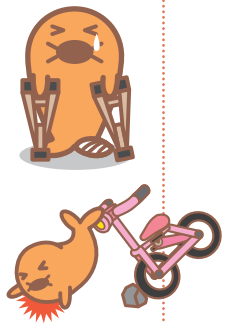
6 携行品

✓外出先に持ち出した身の回り品を補償(ゴルフ用品の損害も補償対象)

- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

国内外
問わず補償!

さらに
自転車事故も
補償します!



下記①～④について 天災危険補償特約セット 地震・噴火等による補償をすべてのタイプにセットしています。

- 1 死亡・後遺障害
- 2 入院
- 3 手術
- 4 通院



※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」について個人コース・家族コースとも補償対象としました!

どれに加入したらいいの?(加入例)

●Aさん
・61歳
・既婚
・女性

傷害補償
個人コース
PC
24,730円

合計保険料
年間24,730円
(一時払)

●Bさん
・73歳
・既婚
・男性

●妻67歳
・子38歳
・子35歳

傷害補償
家族コース
FA
29,140円

ゴルファー・
ホールインワン補償(50万円)
H50
3,090円

合計保険料
年間32,230円
(一時払)

Cさんは、
地震によるケガも補償される
PG2に変更されました。
万が一の際もご夫婦とも安心!

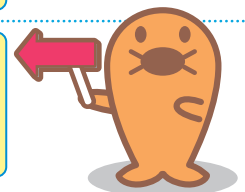
●Cさん
・80歳
・既婚
・男性

●妻79歳

傷害補償
個人コース(妻)
PA
9,890円

ゴルファー・
ホールインワン補償(30万円)
ゴルファー向け傷害
天災危険補償特約あり
PG2+H30
8,350円

合計保険料
年間18,240円
(一時払)



保険なの？

〈ゴルフ補償〉(P7~) 本人のみ

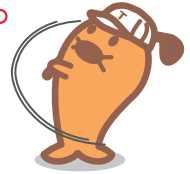
加入対象者: 退職者本人・配偶者・両親・兄弟姉妹・その他本人と同居の親族 ゴルファー・ホールインワン補償以外はゴルフプレー外も補償対象

ゴルフプレー中のケガ・ゴルフ用品の破損はもちろん、プレー外でのケガや事故、日常リスクに備える補償

2つのタイプ (PG、PG2) からご選択いただきます。

天災危険補償特約付きタイプ

PG2がオススメです!



PGタイプ
PG2タイプ
ゴルフ向け傷害タイプ
ゴルフ向け傷害タイプ (天災危険補償特約付き)

①~⑦は、PGタイプ・PG2タイプとも共通で補償されます

- ① 死亡・後遺障害
- ② 入院
- ③ 手術
- ④ 通院

セットで安心
 ゴルフ中に限らず、さまざまなリスクに対応

- ゴルフ場で転倒し捻挫した
- 自動車事故で骨折し入院した
- 外出先で転倒し腕にケガを負った
- 家事をしていてやけどを負った

⑤ 個人賠償責任

法律上の賠償責任を負った場合に補償
 示談交渉サービスを実施 (国内のみ)

 他人から借りたもの、預かったものを壊して賠償責任を負った場合に補償 (日本国内で借りたもの預かったもののみ)

- 自転車で他人にケガを負わせた
- 風呂の水を溢れさせ階下の住人の財物に損害を与えた
- ゴルフプレー中に打ったボールが当たり他人にケガを負わせた
- 友人から借りた旅行用のトランクケースを壊して修理が必要になった

⑥ 携行品

ゴルフ用品の損害を補償 (外出先に持ち出した身の回り品も補償対象)

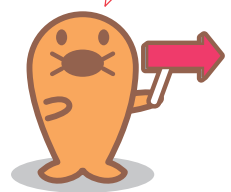
- 旅行先に持ち出したカメラを落として修理が必要になった
- ゴルフ中にアイアンを折ってしまい修理した

国内外問わず補償
ゴルフプレー外も補償

ゴルフプレー中のケガ・ゴルフ用品の破損はもちろん、プレー外でのケガや事故、日常リスクに備える補償さらに傷害補償と同様に地震・噴火等によるケガや死亡まで補償します

注目 セットされているのは PG2タイプのみです!

下記 ① ~ ④ について 天災危険補償特約セット 地震・噴火等による補償までセットしたPG2タイプ!



- ① 死亡・後遺障害
- ② 入院
- ③ 手術
- ④ 通院

プラス



地震



津波



噴火

※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」についても補償対象としました!

+
オプション

PG・PG2
共通補償

⑦ ホールインワン・アルバトロス費用

傷害補償にホールインワン・アルバトロス費用をセット

- ゴルフ中にめでたくホールインワンを達成して、パーティを開催した!

日本国内のみ



グループ退職者のためのベーシックプランです 傷害補償

約44%割引

(団体割引25%・損害率による割引25%)

天災危険補償保険料には損害率による割引の適用はされません

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの11～13ページをご確認ください。

特長

6つの補償

- **T-Guardの傷害補償ならセットで安心** です。
T-Guardの傷害補償は、おケガの補償だけではなく、日常生活に伴うリスクへの補償も付帯されています。ご家族を含め、国内外の事故が補償され、さまざまなリスクに対応可能です。(家族コースの場合)

- **自転車事故** も補償対象になります。

- 1 **死亡・後遺障害** 2 **入院** 3 **手術** 4 **通院**

- **国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる **さまざまなケガ** に対応します。

ジョギング中のケガ	ゴルフ中のケガ	旅行中のケガ	庭作業中のケガ
階段から落ちてケガ	地震・噴火等によるケガ	自転車走行中のケガ	など

- **国内外を問わず 特定感染症*** を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。**(特定感染症危険補償特約)** *特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。
※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。
※ご家族の方でその職業が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」の方を被保険者(保険の対象となる方)(個人コース)、あるいは被保険者本人(家族コース)とする場合には、ご加入できません。
※疾病が原因のケガは、補償の対象にはなりません。

- **地震・噴火** または **これらにより起こる津波や火災、倒壊** による

死亡やケガまで補償が拡大! (天災危険補償特約)



地震



津波



噴火

※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」について個人コース・家族コースとも補償対象としました!

上記①～④について



天災危険補償特約セット

地震・噴火等による補償をすべてのタイプにセットしています!

- 5 **個人賠償責任** ※ご加入のコースを問わず、ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族と別居の未婚の子も補償の対象となります。

- **国内外を問わず**、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、

法律上の賠償責任を負った場合 に補償します。

- 国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊、または盗まれたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

自転車で走行中、歩行者に追突 他人にケガをさせてしまった	打ったゴルフボールが、相手に当たり ケガをおわせてしまった	買い物に行って、 商品をこぼしてしまった
お子様が他人に ケガをさせてしまった	飼い犬が他人に噛みつき ケガをさせてしまった	友人に借りた カメラを落として壊した

など

※同じスポーツをしている同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。

また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。

※セグウェイ利用時に他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合は保険金をお支払いできません。(車両に起因する事故のため)

- 国内の損害賠償事故*に限り、原則として **示談交渉サービスを実施** いたします。

*訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

- T-Guardなら **国内無制限** の補償で安心です! 加害者となった時には「賠償金」「弁護士報酬」「訴訟費用」など… 様々な費用が発生します!

- 6 **携行品** (免責金額 5,000円)

国内外を問わず、外出先での携行品の損壊・盗難事故等偶然な事故による損害を補償します。

旅行中バッグを奪われた など

※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。
※携帯電話、眼鏡等は、補償の対象になりません。(P12)
※P19「用語のご説明」を併せてご参照ください。



保険金額・保険料表

■ 天災危険補償特約あり

	タイプ	PA	PB	PC	PD
個人コース 補償額	死亡・後遺障害 (天災危険補償特約)	250万円	500万円	750万円	1,000万円
	入院日額 (天災危険補償特約)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	手術 (天災危険補償特約)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術) または10倍(入院中の手術)*1			
	通院日額 (天災危険補償特約)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
	個人賠償責任 (免責金額なし)	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円
	携行品 (免責金額5,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円
	1年分保険料(一時払) (単位:円)	9,890	17,300	24,730	32,140

■ 天災危険補償特約あり

	タイプ	FA	FB	FC	FD
家族コース 補償額(本人・配偶者・親族共通)	死亡・後遺障害 (天災危険補償特約)	250万円	500万円	750万円	1,000万円
	入院日額 (天災危険補償特約)	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円
	手術 (天災危険補償特約)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の手術) または10倍(入院中の手術)*1			
	通院日額 (天災危険補償特約)	1,500円	3,000円	4,500円	6,000円
	個人賠償責任 (免責金額なし)	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円	国内:無制限 国外:1億円
	携行品 (免責金額5,000円)	30万円	30万円	30万円	30万円
	1年分保険料(一時払) (単位:円)	29,140	55,220	81,340	107,420

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

⚠️ ご加入上のご注意点

※天災危険補償特約がご不要の場合、次ページのゴルフ向け傷害PGへ変更いただくと、日常生活におけるケガ補償、個人賠償責任補償、携行品補償がカバーされます。ただし補償金額は上記コースよりもダウンいたしますので、ご注意ください。 **ゴルフ補償** 7~8ページ

※2人以上でお申し込みの場合は、コースによって個人コースを選択すると合計保険料が安くなる場合があります。

※保険料は被保険者(保険の対象となる方)ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、営業従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方は、ご加入できません。

保険金受取例

Bさん

女性65歳

個人コース PC

1年分保険料(一時払) 24,730円

たとえばこんな時!! スポーツ大会でアキレス腱を断裂して手術を受けた場合



※上記は引受保険会社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。



ご病気は対象となりません。ただし、特定感染症を発病された場合、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金をお支払いいたします。(死亡保険金・手術保険金はお支払いの対象となりません。)

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。

◆ 加入対象者(加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方)・・・パンフレットの裏表紙をご確認ください。

◆ 補償対象者(コースにより保険の対象となる方が異なります)

	保険種類	ご加入者本人*1	配偶者*2	その他ご親族*3
個人コース	傷害	○	—	—
	個人賠償責任*4	○	○	○
	携行品	○	—	—

	保険種類	ご加入者本人*1	配偶者*2	その他ご親族*3
家族コース	傷害	○	○	○
	個人賠償責任*4	○	○	○
	携行品	○	○	○

*1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。

*2 パンフレットP.21「被保険者(保険の対象となる方)の範囲」の*2をご参照ください。

*3 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となります(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※保険の対象となる方の続柄は、傷害、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ゴルフを楽しみたい方におすすめ! ゴルフアー補償

約44%割引

(団体割引25%・損害率による割引25%)

天災危険補償保険料には損害率による割引の適用はされません

※保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合等についてはこのパンフレットの11～14ページをご確認ください。

特長

7つの補償

- **ゴルフ** はもちろん、**国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる **さまざまなケガに** 対応します。

- **ゴルフ中に限らず、さまざまなリスクに対応** した補償を実現!

- 1 **死亡・後遺障害** 2 **入院** 3 **手術** 4 **通院**

- **国内外を問わず** 日常生活やスポーツ・レジャー等で起こる **さまざまなケガ** に対応します。

ジョギング中のケガ	ゴルフ中のケガ	旅行中のケガ
庭作業中のケガ	階段から落ちてケガ	自転車走行中のケガ

など



- **国内外を問わず 特定感染症*** を発病したときに、後遺障害・入院・通院の各保険金をお支払いします。

(特定感染症危険補償特約) *特定感染症の定義については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

※ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー搭乗など、特に危険な運動中のケガは、補償の対象になりません。

※ご家族の方でその職業が「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造業者」の方を被保険者(保険の対象となる方)(個人コース)とする場合には、ご加入できません。

※疾病が原因のケガは、補償の対象にはなりません。

天災危険補償特約を追加したタイプPG2がオススメです!

- **地震・噴火** または **これらにより起こる津波や火災、倒壊** による

死亡やケガまで補償が拡大! (天災危険補償特約)



地震



津波



噴火

※ここ近年多発する大規模地震災害をうけて、一般的な傷害補償ではカバーされない「地震・噴火等による死亡・ケガ」についても補償対象としました!

上記①～④について



天災危険補償特約セット

地震・噴火等による補償まで
セットしたタイプ
ご希望の補償タイプをお選びください

- 5 **個人賠償責任** ※ご本人、配偶者、ご本人またはその配偶者の同居の親族と別居の未婚の子も補償の対象となります。

- **国内外を問わず**、他人にケガをさせたり、他人の物を壊すなど、**法律上の賠償責任を負った場合** に補償します。

- 国内で他人から借りたもの、預かったものを国内外で損壊、または盗まれたことにより、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。

自転車で走行中、歩行者に追突他人にケガをさせてしまった	打ったゴルフボールが、相手に当たりケガをおわせた	買い物に行って、商品をこぼしてしまった
お子様が他人にケガをさせてしまった	飼い犬が他人に噛みつきケガをさせてしまった	友人に借りたカメラを落として壊した

など

※同じスポーツをしている者同士の事故、自然災害を起因とする事故など、法律上の賠償責任が発生しないケースがあります。

また自転車事故の場合、過失相殺が適用される場合もあります。

※セグウェイ利用時に他人にケガをさせたり、他人の物を壊した場合は保険金をお支払いできません。(車両に起因する事故のため)

- 国内の損害賠償事故に限り **示談交渉サービスを実施** いたします。 ※訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。

- T-Guardなら **国内無制限** の補償で安心です! 加害者となった時には「賠償金」「弁護士報酬」「訴訟費用」など…様々な費用が発生します!

- 6 **携行品** (免責金額 5,000円)

国内外を問わず、外出先での携行品の損壊・盗難事故等偶然な事故による損害を補償します。

旅行中バッグを奪われた など

※免責金額とは「自己負担額」のことをさします。

※携帯電話、眼鏡等は、補償の対象になりません。(P12)

※P19「用語のご説明」を併せてご参照ください。

- 7 **ホールインワン・アルバトロス費用**

国内でホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合、達成のお祝いとして実際にかかった費用等を保険金としてお支払いします。

※ホールインワンの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただきます。

ゴルフ中にホールインワンを達成して、パーティを開催した など

保険金額・保険料表

■ ゴルファー向け傷害

ゴルフを楽しみたい方向けに傷害(ケガ)の補償額を抑えております。

オススメ!

タイプ	天災危険補償特約なし PG	天災危険補償特約あり PG2
死亡・後遺障害	100万円	100万円
入院日額	1,000円	1,000円
手術	入院保険金日額の5倍 (入院中以外の手術) または10倍(入院中の手術)*1	入院保険金日額の5倍 (入院中以外の手術) または10倍(入院中の手術)*1
通院日額	1,000円	1,000円
個人賠償責任	国内: 無制限 国外: 1億円	国内: 無制限 国外: 1億円
携行品 (免責金額5,000円)	30万円	30万円
1年分保険料 (一時払)(単位:円)	5,970	6,490

*1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

+ オプション

■ ゴルファー・ホールインワン補償

タイプ	H30	H50
補償額 ホールインワン・ アルバトロス 費用	30万円	50万円
1年分保険料 (一時払) (単位:円)	1,860	3,090

※「ゴルフ向け傷害補償」のみにご加入いただくことはできません。「ゴルフ向け傷害補償」等とセットでご加入ください。

■ 「ゴルフ向け傷害」+「ゴルフ・ホールインワン補償」

タイプ	PG		PG2	
	H30	H50	H30	H50
1年分保険料 (一時払) (単位:円)	7,830 (5,970 + 1,860)	9,060 (5,970 + 3,090)	8,350 (6,490 + 1,860)	9,580 (6,490 + 3,090)

⚠️ ご加入上のご注意点

※傷害補償個人コースまたは家族コースにご加入の方で、天災危険補償特約がご不要の場合、上記ゴルフ向け傷害PGへ変更いただくと、日常生活におけるケガ補償、個人賠償責任補償、携行品補償までカバーされます。また補償金額は5~6ページの傷害補償コースよりもダウンいたしますので、ご注意ください。 **傷害補償 5~6ページ**

※**ゴルフ・ホールインワン補償(H30,H50)のみでご加入いただくことはできません。**

※ゴルフ・ホールインワン補償は5~6ページの傷害補償個人コースまたは家族コースにもセットできます。ただし、家族コースで加入いただいた場合でも保険の対象となる方はご本人のみとなります。

※保険料は保険の対象となる方ご本人の職種級別によって異なります。上記保険料は職種級別A(事務従事者、学生、家事従事者等、職種級別B以外)の方を対象としたものです。それ以外の職種の方はご加入できません。

加入対象者、被保険者(保険の対象となる方)の範囲については下記やこのパンフレットの21ページをご確認ください。



ゴルフ・ ホールインワン 補償について

保険金請求時には所定の証明書に①同伴競技者 ②同伴競技者以外の第三者 ③ゴルフ場の支配人、責任者等全ての方の署名または記名捺印が必要です。

原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象になりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、下表に記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。ただし、上記3点の証明書類が揃わない場合は、直接保険会社へお問い合わせください。

同伴競技者以外の第三者に該当する方 | ・同伴キャディ ・ゴルフ場使用人 ・公式競技参加者 ・公式競技の競技委員 ・ゴルフ場に入出入りされる造園業者、工事業者等 ・ゴルフ場内の売店運営業者 ・ワン・オン・イベント業者 ・先行・後続のパーティプレイヤー 等

被保険者(保険の対象となる方)の範囲について

被保険者(保険の対象となる方)は次のとおりとなりますので、ご確認のうえご加入くださいますようお願いいたします。

◆ 加入対象者(加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方)・・・パンフレットの裏表紙をご確認ください。

◆ 補償対象者

	保険種類	ご加入者本人*1	配偶者*2	その他のご親族*3
ゴルフ向け傷害	傷害	○	—	—
	個人賠償責任*4	○	○	○
	携行品	○	—	—
ホールインワン・アルバトロス費用		○	—	—

*1 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。

*2 パンフレットP.21「被保険者(保険の対象となる方)の範囲」の*2をご参照ください。

*3 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子さまをいいます。ご親族とは6親等以内の血族および3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。

*4 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人*1が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含まれます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限ります。)

※保険の対象となる方の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

ご加入者向けサービスのご案内 「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！ 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

自動セット 団体総合生活保険のすべての補償が対象となります。

ご利用はフリーダイヤルにお電話いただくだけ！様々なサービスがご利用いただけます！

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。

※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。
また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。

■緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

■医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

■予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

■がん専用相談窓口

がんに関する様々な悩みにも、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお応えします。

■転院・患者移送手配*1

転院される時、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

●受付時間*2

24時間365日



0120-708-110

*1 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。 *2 予約制専門医相談は、事前予約が必要です(予約受付は、24時間365日)。

デイリーサポート

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

■法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。

ホームページアドレス

www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html

※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。

※社会保険労務士のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

■暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■暮らしの情報提供 午前10時～午後4時

■税務相談 午後2時～午後4時

■法律相談

■社会保険に関する相談

午前10時～午後6時



0120-285-110

介護アシスト

お電話にて高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

■電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

■各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といった高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3

※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

■インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

ホームページアドレス

www.kaigonw.ne.jp

●受付時間(いずれも土日祝日・年末年始を除く)

■電話介護相談

■各種サービス優待紹介

午前9時～午後5時



0120-428-834

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。

*2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください)に限りご利用いただけます。

*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただきます。

ご注意ください(各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限り、かつ
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)*3のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。)*4とし、サービス対象者からの直接の相談に限り、かつ
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。

・メディカルアシストおよび介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。

*1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚姻とは異なります。

*2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。



ここを教えて T-Guard

※毎年、保険証券番号は変わります。加入者証でご確認ください。

事故のご連絡・ご相談は
東京海上日動安心110番までご連絡ください。

0120-720-110

その他、ご不明な点は、
東京ガスリース(株)保険部までご連絡ください。

TEL.03-5322-7114

Q 保険料の支払方法は？

A

T-Guard(団体保険)は、保険契約開始月(4月)の2ヶ月後の6月27日(休業の場合は翌営業日)にご指定の口座から保険料を一括して振替いたします。

また、振替時の通帳印字は「MBS.TGLSホケン」と印字されますのでご注意ください。

Q 中途加入はできますか？

A

中途加入は可能です。

その場合申込日翌月1日付のご加入となります。お申し込みはご加入前月の20日頃までにお申し出ください。

なお、中途加入の場合も上記QAのとおり、加入日の2ヶ月後にご指定の口座から保険料を一括して振替いたします。

Q ケガをした場合、どこに連絡し、どのように保険金請求すればいいですか？

A

事故が起きた場合のご連絡先

東京海上日動安心110番(事故受付センター)(受付時間:24時間365日) **0120-720-110** (30日以内にご連絡ください。)

その際、①いつ②どこで③だれが④どのようにケガをしたのか⑤どこの病院に行ったのかをおっしゃってください。

(ケガとは、急激・偶然かつ外来のものです。むちうち症・腰痛などで医学的他覚所見がないもの、テニス肘・腱鞘炎・靴擦れ等で急激性のないものはケガにはあたりません。)

その後**保険金請求書をご送付いたします**。ケガが治ってからご請求ください。入院の場合は、ケガをされた日から180日を、通院の場合はケガをされた日から180日以内の通院について90日を限度としてお支払いいたしますので、治療中であってもご請求ください。

Q 入院・手術をすればどんなものでも保険金は支払われますか？

A

偶発な事故によるケガの入院・手術に対して保険金をお支払しますが、どんなものでも支払われるわけではありません。

入院保険金については

「**医師等の治療を必要とし病院・診療所での入院**」が対象となっておりますので、人間ドック等の<検査入院>はお支払の対象となりません。

手術保険金については

「**治療を目的として公的医療保険制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術**」が対象となります。

手術とは、健康保険等の手術料の対象となる手術のことをいい、処置料にあたるものはお支払の対象となりません。

また健康保険等の手術料の対象であっても、お支払の対象とならない一部の軽微な手術があります。

お支払の対象とならない主な手術の例としては、

- 親知らずなどの抜歯手術
- 切り傷、刺し傷などの縫合
- 通常分娩

Q 子供が捻挫をしマッサージに通っているが、通院保険金は支払われますか？

A

支払われません。お支払いの対象となる通院は、医師等による治療が必要な場合において病院または診療所に医師等の治療を受けた通院をいいます。鍼・マッサージ・あんま・カイロプラクティック等の医療類似行為は医師等の治療に該当しないためお支払いの対象外となります。

Q ゴルフクラブを折損した場合に支払われる保険金額は？

A

ご契約保険金額を限度に、折損したゴルフクラブの**時価評価額から免責金額(自己負担額)**が差し引かれて支払われます。
(買換費用は出ません。)

Q 賃貸住宅に住んでいます。T-Guardの傷害補償に加入していれば、賃貸住宅の火災による大家さんへの損害賠償も対象になりますか？

A

T-Guard傷害保険の「**個人賠償**」では対象となりません。別途火災保険に付帯する借家人賠償責任特約のご加入をご確認ください。

Q 契約内容変更や解約の手続きは？

A

ご加入後に補償の対象となる方がお亡くなりになったり、その他変更が生じた場合、解約をご希望される場合は、**必ず東京ガスリース(株)保険部へご連絡ください**。

Q 確定申告の税控除の対象になりますか？

A

申し訳ございません。傷害補償、ゴルフ・ホールインワン補償は対象となりません。

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払い対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。
 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。
 ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。

【傷害補償】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。なお、職業病、テニス肩、腱鞘炎のような急性性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払い対象となりませんのでご注意ください。

保険金のお支払い対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合				
傷害補償基本特約(国内外補償)	死亡保険金	事故の日からその日を含めて 180日以内 に 死亡された場合 ▶ 死亡・後遺障害保険金額の全額 をお支払いします。 ※1事故について、既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガ*1 ・保険の対象となる方の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ ・保険金の受取人の 故意 または 重大な過失 によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・ 無免許運転や酒気帯び運転 をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ハングライダー・搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用器具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・ むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの 等 *1 天災危険補償特約がセットされるタイプは、地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガに対しても保険金をお支払します。				
	後遺障害保険金	事故の日からその日を含めて 180日以内 に身体に 後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて 死亡・後遺障害保険金額の4%~100% をお支払いします。 ※1事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。					
	入院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180日以内 に 入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません 。また、支払対象となる「入院した日数」は、1事故について 180日 を限度とします。 ※入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してはお支払いできません。					
	手術保険金	治療を目的として、 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">お支払額</td> <td style="width: 40%; text-align: center;">入院中</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">入院保険金日額の10倍</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">入院中以外</td> <td style="text-align: center;">入院保険金日額の5倍</td> </tr> </table> ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります。*3 *1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 *2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるもの)に限ります。をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります)。 *3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。		お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍	
お支払額	入院中	入院保険金日額の10倍					
	入院中以外	入院保険金日額の5倍					
	通院保険金	医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて 180日以内 に 通院(往診を含みます)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて 180日を経過した後の通院に対しては、お支払いできません 。また、支払対象となる「通院した日数」は、1事故について 90日 を限度とします。 ※入院保険金と重複してはお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してはお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位*1の骨折等のためにギプス等*2を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含まれます。 *1 部位によってはギプス等を常時装着しても「通院した日数」に含まれない場合があります 。 *2 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、副子・シーネ固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBブレースおよび三内式シーネをいいます。					

(注)
 約款の規定により手術保険金の支払対象外となる手術があります。

【約款の規定により支払対象外となる手術】
 ●創傷処理、デブリードマン ●皮膚切開術 ●骨・関節の非観血的整復術等 ●抜歯手術
 (※公的医療保険制度の給付対象であるが支払対象外となる一部の軽微な手術)
 公的医療保険制度の給付対象は「手術」に限られるためいわゆる「処置」となるものは支払対象外となります。

※通院日数の決め方
 傷害保険では原則として「医師の治療を受ける」ことが条件となっていますが、ここでいう医師とは、医師法にいう医師をさします。(柔道整復師の施術は、脱臼、骨折、打撲、捻挫の場合に限り、「医師」の治療とみなします。また、鍼、灸、マッサージ師等による施術は、医師による監督下によるものを除いて保険金支払の対象となりません。)

<その他の主な特約とその概要>

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約(国内外補償)	<p>特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合</p> <p>■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合</p> <p>■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合</p> <p>■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合</p> <p>▶傷害補償基本特約のうちの後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、お支払内容の詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>特定感染症とは…</p> <p>「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症、三類感染症、同条第7項第3号に規定する新型コロナウイルス感染症*1または同条第8項の規定に基づく指定感染症*2をいいます。</p> <p>*1 病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたもの)に限ります。</p> <p>*2 政令により一類感染症、二類感染症または三類感染症と同程度の措置が講じられている場合に限ります。</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。) <p style="text-align: right;">等</p>

【財産に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
携行品特約(国内外補償)	<p>国内外での、保険の対象となる方が所有する家財のうち、一時的に持ち出された家財、住宅外において携行中の家財または住宅外で取得し住宅に持ち帰るまでの間の家財に損害が生じた場合</p> <p>▶損害額(修理費)から免責金額(自己負担額:1事故について5,000円)を差し引いた額を、保険期間を通じて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。ただし、損害額は時価額を限度とします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>◎以下のものは補償の対象となりません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券(小切手は含みません。)、クレジットカード、設計書、帳簿、商品・製品や設備・什器、動物や植物等の生物、データやプログラム等の無体物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者、保険の対象となる方またはその同居の親族等の故意または重大な過失によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為による損害 ・無免許運転や酒気帯び運転をしている間に生じた事故による損害 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 ・保険の対象が通常有する性質や性能を欠いていることに起因して生じた損害 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い等による損害 ・保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損による損害 ・保険の対象に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ・電氣的または機械的の事故に起因する損害 ・保険の対象の置き忘れまたは紛失*1に起因する損害 ・詐欺または横領に起因する損害 ・風、雨、雪、雹、砂塵等の吹き込みや浸み込みまたは漏入により生じた損害 ・保険の対象となる方の居住する住宅内(敷地を含みません。)で生じた事故による損害 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p>

【賠償責任に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約(国内外補償)	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合 ■電車等*1を運行不能にさせた場合 ■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合 <p>▶1事故について保険金額を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>※国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>※東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。 自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、ノート型パソコン、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品、データやプログラム等の無体物、1個または1組で100万円を超える物</p> <p style="text-align: right;">等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害 ・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害 ・職務の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 ・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害 <ul style="list-style-type: none"> ■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること ■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損 ■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害 ■受託品の電氣的または機械的事故 ■受託品の置き忘れまたは紛失*4 ■詐欺または横領 ■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入 ■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊 <p style="text-align: right;">等</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフ・カートを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

【費用に関する補償】

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用補償特約	<p>国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてパー35以上の9ホールを正規にラウンドし、1名以上の他の競技者を同伴したゴルフのプレー中に、下記のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合</p> <p>① 同伴競技者および同伴キャディ等*1の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス(公式競技の場合は、同伴競技者または同伴キャディ等*1のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロス)</p> <p>② 記録媒体に記録されたビデオ映像等により客観的に達成を確認できるホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>▶達成のお祝いとして実際にかかった費用等*2を、1回のホールインワンまたはアルバトロスについて保険金額を限度に保険金としてお支払いします。</p> <p>※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。</p> <p>※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他に契約されているときには、補償が重複することがあります。</p> <p>※「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>※保険金のご請求にあたっては、同伴競技者、同伴キャディ等*1およびゴルフ場の支配人等のそれぞれが署名もしくは記名捺印したホールインワンもしくはアルバトロス証明書または映像等のうち、東京海上日動が求めるすべてのもののご提出が必要となります。</p> <p>*1 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の方で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含みません。</p> <p>*2 慣習として負担する贈呈用記念品購入費用、祝賀会費用、ゴルフ場に対する記念植樹費用、同伴キャディに対する祝儀等が対象となります。</p>	<p>・保険の対象となる方がゴルフ場の経営者である場合、その保険の対象となる方が経営するゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・保険の対象となる方がゴルフ場の使用人である場合、その保険の対象となる方が実際に使用されているゴルフ場で達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・ゴルフの競技または指導を職業としている方が達成したホールインワンまたはアルバトロス</p> <p>・パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツ</p> <p>・日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス 等</p> <p>「ホールインワン・アルバトロス費用」は複数のご契約にご加入いただいても、その中で最も高い保険金額が複数のご契約を通算しての支払限度額となります(例:保険金額が30万円と50万円の2件のご契約にご加入されても、50万円が通算の支払限度額となります。)。既に「ホールインワン・アルバトロス費用」を補償する他の保険契約または共済契約にご加入いただいている場合には、補償内容を十分ご確認ください。</p>

〈用語のご説明〉

ゴルフ場	日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、かつ、名目が何であるにかかわらず、施設の利用について料金を徴収するものをいいます。
ゴルフ競技	ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し*、基準打数(パー)35以上の9ホールを正規にラウンドすることをいいます。ゴルフ競技にはケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフ、パターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを含みません。

*公式競技の場合は、他の競技者との同伴の有無を問いません。

〈ホールインワン・アルバトロスについてのご注意〉

- アマチュアの方だけを対象とするもので、プロ資格の保有者およびゴルフの競技または指導を職業としている方は本特約による保険金のお支払いの対象となりません。
- 原則としてセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払いの対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴キャディの目撃証明に替えて上表の内①および*1に記載されたいずれかの方の目撃証明がある場合に限り保険金をお支払いします。
- 達成証明資料*1によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、同伴競技者および同伴競技者以外の第三者の方の目撃は不要です。
 - *1:達成証明資料とは、記録媒体に記録されたビデオ映像等をいいます。
- 保険金のご請求には、弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書*2、各種費用の支払いを証明する領収書およびアテスト済のスコアカードの提出が必要となります。
 - *2:弊社所定のホールインワン・アルバトロス証明書には次の全ての方の署名または記名捺印が必要です。
 - ①同伴競技者
 - ②同伴競技者以外のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃した第三者
 - ③ゴルフ場の支配人、責任者またはその業務を代行もしくは行使する権限を有する者

- ※公式競技で達成されたホールインワンまたはアルバトロスについては、前記①または②のいずれかの方の署名もしくは記名捺印、および前記③の方の署名または記名捺印が必要です。
- ※達成証明資料によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合には、前記②の署名または記名捺印は不要です。この場合、達成証明資料の提出が必要となります。
- 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合には、次の算式によって算出した額をお支払いします。

支払限度額*3

－ 他保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額

= お支払いする保険金の額*4

- *3:それぞれの保険契約または共済契約のうち最も保険金額(ご契約金額)の高い保険契約または共済契約により、その契約において他の保険契約等がないものとした場合に支払われるべき保険金または共済金の額のことをいいます。
- *4:他の保険契約等がないものとして算出した弊社の支払うべき保険金の額を限度とします。
- ホールインワンまたはアルバトロスを達成するごとに保険金額(ご契約金額)を限度として保険金をお支払いします。

東京海上日動安心110番(事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心110番」へ



0120-720-110

受付時間:24時間365日

重要事項説明書〔契約概要・注意喚起情報のご説明〕 団体総合生活保険にご加入いただく皆様へ

ご加入前に必ずご理解いただきたい大切な情報を記載しています。必ず最後までお読みください。

※ご家族を保険の対象となる方とする場合等、ご加入者と保険の対象となる方が異なる場合には、本内容を保険の対象となる方全員にご説明ください。
※ご不明な点や疑問点がありましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

◆マークのご説明

契約概要 保険商品の内容をご理解いただくための事項

注意喚起情報 ご加入に際してお客様にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項

I ご加入前におけるご確認事項

1.商品の仕組み **契約概要**

この保険は、団体をご契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則としてご契約者が有します。基本となる補償、ご加入者のお申出により任意にご加入いただける特約等はパンフレット等に記載のとおりです。ご契約者となる団体やご加入いただける保険の対象となる方ご本人の範囲等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

2.基本となる補償および主な特約の概要等 **契約概要** **注意喚起情報**

基本となる補償の“保険金をお支払いする主な場合”、“保険金をお支払いしない主な場合”や主な特約の概要等につきましては、パンフレット等をご確認ください。

3.補償の重複に関するご注意 **注意喚起情報**

以下の特約をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が補償内容が同様の保険契約*1を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認のうえで、特約等の要否をご検討ください*2。

●個人賠償責任補償特約 ●携行品特約 ●ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

*1 団体総合生活保険以外の保険契約にセットされる特約や東京海上日動以外の保険契約を含みます。

*2 1契約のみにセットされる場合、将来、そのご契約を解約されたときや、同居から別居への変更等により保険の対象となる方が補償の対象外になったとき等は、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

4.保険金額等の設定 **契約概要**

この保険での保険金額はあらかじめ定められたタイプの中からお選びいただくこととなります。タイプについての詳細はパンフレット等をご確認ください。

5.保険期間および補償の開始・終了時期 **契約概要** **注意喚起情報**

ご加入の保険契約の保険期間および補償の開始・終了時期については、パンフレット等をご確認ください。保険の種類によっては、新規ご加入の場合、保険金のお支払い対象とならない期間がありますので、詳しくはパンフレット等にてご確認ください。

6.保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1)保険料の決定の仕組み **契約概要**

保険料はご加入いただくタイプ等によって決定されます。保険料については、パンフレット等をご確認ください。

(2)保険料の払込方法 **契約概要** **注意喚起情報**

払込方法・払回数については、パンフレット等をご確認ください。

(3)保険料の一括払込みが必要な場合について **注意喚起情報**

(※団体構成員またはそのご家族等から、ご加入者を募集する所定の団体契約で、保険料負担者がご加入者のご契約が対象となります。)

ご加入者が以下の事由に該当した場合、そのご加入者の残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

- ①退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合
- ②脱退や退職等により、その構成員でなくなった場合
- ③資本関係の変更により、お勤めの企業が親会社の系列会社でなくなった場合
- ④ご加入者の加入部分*1に相当する保険料が、集金日の属する月の翌月末までに集金されなかった場合 等

※保険期間の開始後、保険料の払込み前に事故が発生していた場合、その後、ご契約者を経て保険料を払込みいただく場合は保険金をお支払いします。

ただし、保険料を払込みいただけない場合には、ご加入者の加入部分*1について、保険金をお支払いできず、お支払いした保険金を回収させていただくことや、ご加入者の加入部分*1を解除することがありますのでご注意ください。

*1 ご加入者によってご加入された、すべての保険の対象となる方およびすべての補償をいいます(例えば、加入内容変更による変更保険料を払込みいただけない場合、変更保険料を払込みいただけない補償だけでなく、ご加入されているすべての保険の対象となる方およびすべての補償が対象となります。)

7.満期返れい金・契約者配当金 **契約概要**

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

II ご加入時におけるご注意事項

1.告知義務 **注意喚起情報**

加入依頼書等に★や☆のマークが付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)ですので、正確に記載してください(東京海上日動の代理店には、告知受領権があります。)。お答えいただいた内容が事実と異なる場合や告知事項について事実を記載しない場合は、ご加入を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

※告知事項かつ通知事項には☆のマークが付されています。通知事項については「Ⅲ-1通知義務等」をご参照ください。

なお、告知事項は、お引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、★や☆のマークが付された事項が告知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの告知事項は下表をご確認ください(項目名は補償によって異なることがあります。)。また、ご加入後に加入内容変更として下表の補償を追加する場合も同様に、変更時点での下表の事項が告知事項となります。

【告知事項・通知事項一覧】 ★:告知事項 ☆:告知事項かつ通知事項

項目名	基本補償・特約	傷害補償
職業・職務*1		☆

※すべての補償について「他の保険契約等*2」を締結されている場合はその内容についても告知事項(★)となります。

- *1 新たに職業に就いた場合や就いていた職業をやめた場合を含みます。
- *2 この保険以外にご契約されている、この保険と全部または一部について支払責任が同一である保険契約や共済契約をいいます。他の保険契約等がある場合、そのご契約の内容によっては、東京海上日動にて保険のお引受けができない場合があります。

2.クーリングオフ **注意喚起情報**

ご加入される保険は、クーリングオフの対象外です。

3.保険金受取人 **注意喚起情報**

【傷害補償】

死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合*1は、必ず保険の対象となる方の同意を得てください(指定がない場合、死亡保険金は法定相続人にお支払いします。)。同意のないままにご加入をされた場合、ご加入は無効となります。死亡保険金受取人を特定の方に指定する場合は、保険の対象となる方のご家族等に対し、この保険へのご加入についてご説明くださいますようお願いいたします。死亡保険金受取人の指定を希望される場合は、お手数ですが、《お問い合わせ先》までお申出ください。

*1 家族型補償(本人型以外)の場合、保険の対象となる方ご本人以外の保険の対象となる方について、死亡保険金受取人を特定の方に指定することはできません。

4.現在のご加入の解約・減額を前提とした新たなご契約のご注意 **注意喚起情報**

現在のご加入を解約、減額等することを前提に、新たな保険契約へのご加入をご検討される場合は、特に以下の点にご注意ください。

- ・補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料については、団体契約の始期日時点の保険の対象となる方の年齢により計算されます。
- ・新たにご加入の保険契約の保険料の計算の基礎となる予定利率・予定死亡率等が、解約・減額される契約と異なることがあります。
- ・保険の対象となる方の健康状態等により、お引受けをお断りする場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約に対しても告知義務がありますので、告知義務違反による解除や詐欺による取消しが適用される場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期前に被った傷病に対しては、保険金が支払われない場合があります。
- ・新たにご加入の保険契約の保険始期日と責任開始日が異なることがあります。この場合、現在のご加入を解約すると補償のない期間が発生することがあります。

III ご加入後におけるご注意事項

1. 通知義務等 注意

[通知事項]

加入依頼書等に☆のマークが付された事項(通知事項)に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。ご連絡がない場合は、お支払いする保険金が削減されることがあります。なお、通知事項はお引受けする補償ごとに異なり、お引受けする補償によっては、☆のマークが付された事項が通知事項にあたらない場合もあります。お引受けする補償ごとの通知事項は、「II-1 告知義務 [告知事項・通知事項一覧]」をご参照ください。

[その他ご連絡いただきたい事項]

●すべての補償共通

ご加入者の住所等を変更した場合は、遅滞なく《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入後の変更]

ご加入後、ご加入内容変更や脱退を行う際には変更日・脱退日より前にご連絡ください。また、保険期間中に、本保険契約の加入対象者でなくなった場合には、脱退の手続きをいただく必要がありますが、保険期間の終了時までには補償を継続することが可能なケースがありますので、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容変更をいただけてから1か月以内に保険金請求のご連絡をいただいた場合には、念のため、《お問い合わせ先》の担当者に、その旨をお伝えいただきますようお願いいたします。

2. 解約されるとき 注意

ご加入を解約される場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

ご加入内容および解約の条件によっては、東京海上日動所定の計算方法で保険料を返還、または未払保険料を請求*1することがあります。返還または請求する保険料の額は、保険料の払込方法や解約理由により異なります。
 ・返還する保険料があっても、原則として払込みいただいた保険料から既経過期間*2に対して「[月割]」で算出した保険料を差し引いた額よりも少なくなります。
 ・満期日を待たずに解約し、新たにご加入される場合、補償内容や保険料が変更となったり、各種サービスを受けられなくなることがあります。

*1 解約日以降に請求することがあります。

*2 始期日からその日を含めて解約日までの、既に経過した期間をいいます。

3. 保険の対象となる方からのお申出による解約 注意

傷害補償においては、保険の対象となる方からのお申出により、その保険の対象となる方に係る補償を解約できる制度があります。制度および手続きの詳細については、《お問い合わせ先》までご連絡ください。また、本内容については、保険の対象となる方全員にご説明くださいますようお願いいたします。

4. 満期を迎えるとき 注意

[保険期間終了後、補償の更新を制限させていただく場合]

- 保険金請求状況や年齢等によっては、次回以降の補償の更新をお断りさせていただきますことや、引受条件を制限させていただくことがあります。
- 東京海上日動が普通保険約款、特約または保険引受に関する制度等を改定した場合には、更新後の補償については更新日における内容が適用されます。この結果、更新後の補償内容等が変更されることや更新できないことがあります。

[更新後契約の保険料]

保険料は、補償ごとに、更新日現在の年齢および保険料率等によって計算します。したがって、その補償の更新後の保険料は、更新前の保険料と異なることがあります。

[保険金請求忘れのご確認]

ご加入を更新いただく場合は、更新前の保険契約について保険金請求忘れがないか、今一度ご確認をお願いいたします。ご請求忘れや、ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》まですぐにご連絡ください。なお、パンフレット等記載の内容は本年度の契約更新後の補償内容です。更新前の補償内容とは異なることがありますので、ご注意ください。

[更新加入依頼書等記載の内容]

更新加入依頼書等に記載しているご加入者(団体の構成員)の氏名(ふりがな)、社員コード、所属等についてご確認いただき、変更があれば訂正いただきますようお願いいたします。また、現在のご加入内容についてもあわせてご確認いただき、変更がある場合は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

[ご加入内容を変更されている場合]

ご加入内容を変更されている場合、お手元の更新加入依頼書等には反映されていない可能性があります。なお、自動更新される場合は、ご契約はこの更新加入依頼書等記載の内容にかかわらず、満期日時点のご加入内容にて更新されます。

IV その他ご留意いただきたいこと

1. 個人情報の取扱い 注意

●保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえで参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の

提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること

- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)*をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp) および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。
 ●損害保険会社等の間では、傷害保険等について不正契約における事故招致の発生を未然に防ぐとともに、保険金の適正かつ迅速・確実な支払を確保するため、契約締結および事故発生の際、同一の保険の対象となる方または同一事故に係る保険契約の状況や保険金請求の状況について一般社団法人日本損害保険協会に登録された契約情報等により確認を行っています。これらの確認内容は、上記目的以外には使いません。

2. ご加入の取消し・無効・重大事由による解除について

- 傷害補償で、ご加入者以外の方を保険の対象とする方とご加入について死亡保険金受取人を法定相続人以外の方に指定する場合、その保険の対象となる方の同意を得なかったときは、ご加入は無効になります。
- ご契約者、保険の対象となる方または保険金の受取人が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合には、東京海上日動はご加入を解除することができます。
- その他、約款等に基づき、ご加入が「取消し・無効・解除」となる場合があります。

3. 保険会社破綻時の取扱い等 注意

- 引受保険会社の経営が破綻した場合等には、保険金、返れい金等の支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
- 引受保険会社の経営が破綻した場合には、この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は、補償内容ごとに下表のとおりとなります。

補償内容	経営破綻した場合等のお取扱い
傷害補償、賠償責任に関する補償、財産に関する補償、費用に関する補償	原則として80%(破綻保険会社の支払停止から3か月間が経過するまでに発生した保険事故に係る保険金については100%)まで補償されます。

4. その他ご加入に関するご注意事項

●東京海上日動の代理店は東京海上日動との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、東京海上日動の代理店と有効に成立したご契約については東京海上日動と直接締結されたものとなります。

- 加入者票はご加入内容を確認する大切なものです。加入者票が到着しましたら、ご意向どりのご加入内容になっているかどうかをご確認ください。また、加入者票が到着するまでの間、パンフレット等および加入依頼書控等、ご加入内容がわかるものを保管いただきますようお願いいたします。ご不明な点がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。なお、パンフレット等にはご加入上の大切なことなどが記載されていますので、ご一読のうえ、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。
- ご契約が共同保険契約である場合、各引受保険会社はそれぞれの引受割合に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社については、(共同保険引受保険会社について)をご確認ください。

5. 事故が起こったとき

- 事故が発生した場合には、直ちに《お問い合わせ先》までご連絡ください。
- 賠償責任に関する補償において、賠償事故にかかわる示談交渉は、必ず東京海上日動にご相談いただきながらご対応ください。
- 保険金のご請求にあたっては、約款に定める書類のほか、以下の書類または証拠をご提出いただく場合があります。
 - ・印鑑登録証明書、住民票または戸籍謄本等の保険の対象となる方、保険金の受取人であることを確認するための書類
 - ・東京海上日動の定める傷害もしくは疾病の程度、治療内容および治療期間等を証明する保険の対象となる方以外の医師の診断書、領収書および診療報酬明細書等(からだに関する補償においては、東京海上日動の指定した医師による診断書その他医学的検査の対象となった標本等の提出を求める場合があります。)
 - ・東京海上日動の定める就業不能状況記入書
 - ・東京海上日動の定める就業障害状況報告書
 - ・他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書等、東京海上日動が支払うべき保険金の額を算出するための書類
 - ・高額療養費制度による給付額が確認できる書類
 - ・附加給付の支給額が確認できる書類
 - ・東京海上日動が保険金を支払うために必要な事項の確認を行うための同意書
 - ・所得を証明する書類
 - ・公的介護保険制度の要介護認定等を証明する書類
- 保険の対象となる方または保険金の受取人に保険金を請求できない事情があり、保険金の支払いを受けるべき保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人がいな場合は、保険の対象となる方または保険金の受取人の配偶者*1または3親等内のご親族(あわせて「ご家族」といいます。)*のうち東京海上日動所定の条件を満たす方が、保険の対象となる方

または保険金の受取人の代理人として保険金を請求できる場合があります。本内容については、ご家族の皆様にご説明くださいますようお願いいたします。

*1 法律上の配偶者に限ります。

●保険の対象となる方または保険金の受取人の代理人として保険金のご請求をされる場合は、以下の点についてご了承ください。

- ・保険金をお支払いした場合、保険の対象となる方には原則その旨のご連絡はいたしません。保険金のお支払後に、保険の対象となる方(またはご加入者)からご加入内容についてご照会があったときは、保険金をお支払いした旨回答せざるを得ないことがあります。このため、保険の対象となる方(またはご加入者)に傷病名等を察知される可能性があります。
- ・保険金のご請求があったことを保険の対象となる方(またはご加入者)が知る可能性がある具体的な事例は以下のとおりです。

1. 保険の対象となる方(またはご加入者)が東京海上日動にご加入内容をご照会された場合
2. 特約の失効により、ご加入者が保険料の減額を知った場合
3. ご加入者をご加入内容の変更手続きを行う場合

本内容については、ご家族の皆様にご説明ください。

- 保険金請求権には時効(3年)がありますのでご注意ください。
- 損害が生じたことにより保険の対象となる方等が損害賠償請求権その他

の債権を取得した場合で、東京海上日動がその損害に対して保険金を支払ったときは、その債権の全部または一部は東京海上日動に移転します。

●賠償責任に関する補償において、保険の対象となる方が賠償責任保険金等をご請求できるのは、費用保険金を除き、以下の場合に限られます。

1. 保険の対象となる方が相手方に対して既に損害賠償としての弁済を行っている場合
2. 相手方が保険の対象となる方への保険金支払を承諾していることを確認できる場合
3. 保険の対象となる方の指図に基づき、東京海上日動から相手方に対して直接、保険金を支払う場合



<共同保険引受保険会社について>

引受保険会社は以下のとおりです。引受割合につきましては、以下の通りです。

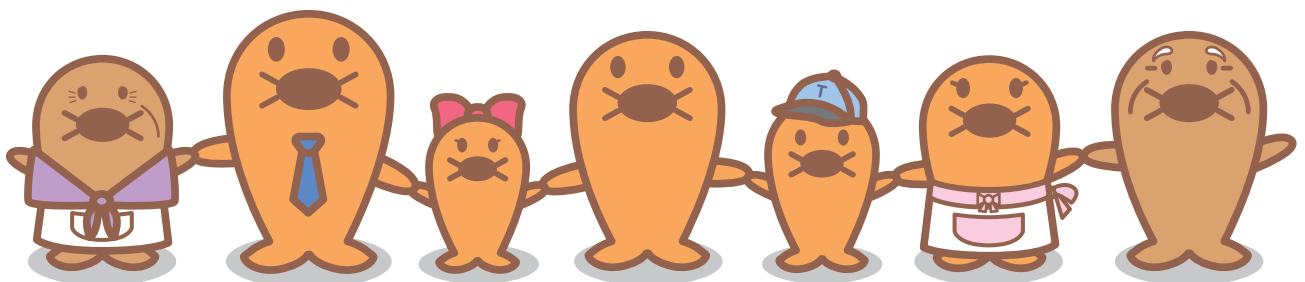
東京海上日動火災保険株式会社(幹事保険会社) ……………	72.6%
三井住友海上火災保険株式会社 ……………	13.0%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 ……………	9.7%
損害保険ジャパン株式会社 ……………	4.7%

本説明書はご加入いただく保険に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細につきましては、「団体総合生活保険 普通保険約款および特約」に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、東京海上日動ホームページでご参照ください(ご契約により内容が異なっていたり、ホームページに保険約款を掲載していない商品もあります)。ご不明点等がある場合は、「お問い合わせ先」までご連絡ください。

インターネット等によりお手続きされる場合は、加入依頼書等へ記載することにかえて、画面上に入力してください。また、本説明書中の「健康状態告知書」は「健康状態の告知の画面」と読み替えてください。

東京海上日動火災保険株式会社	東京海上日動安心110番(事故受付センター)
保険の内容に関するご意見・ご相談等はパンフレット等記載の《お問い合わせ先》にて承ります。	事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも 「東京海上日動安心110番」へ  0120-720-110 受付時間:24時間365日
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)	
東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。 東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。 詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)	
 0570-022808 <通話料有料> IP電話からは 03-4332-5241 をご利用ください。 受付時間:平日午前9時15分~午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)	

東京海上日動のホームページのご案内 ▶ www.tokiomarine-nichido.co.jp



ご加入内容確認事項【意向確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際に安心して保険をご利用いただけるよう、ご加入いただく保険商品がお客様のご希望に合致した内容であること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入をいただいていること等を確認させていただくためのものです。
お手数ですが以下の各質問事項について再度ご確認いただきますようお願い申し上げます。
なお、ご確認にあたりご不明な点等がございましたら、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

1. 保険商品が以下の点でお客様のご希望に合致した内容となっていることをパンフレット・重要事項説明書等でご確認ください。万一、ご希望に合致しない場合はご加入内容を再度ご確認ください。

- 保険金をお支払いする主な場合
- 保険金額、免責金額(自己負担額)
- 保険期間
- 保険料・保険料払込方法
- 保険の対象となる方

2. 加入依頼書等の記入事項等につき、以下の点をご確認ください。万一、記入漏れ、記入誤りがある場合は、加入依頼書等を訂正してください。また、下記事項に関し、現在のご加入内容について誤りがありましたら、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

【ご加入いただく補償に応じてご確認ください事項】

確認事項	傷害補償	左記以外の補償
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「職業・職務」欄、「職種級別」欄は正しくご記入いただいていますか？ <small>※各区分(AまたはB)に該当する職業例は下記のとおりです。</small> <input type="radio"/> 職種級別Aに該当する方： 「事務従事者」、「販売従事者」等、下記の職種級別Bに該当しない方 <input type="radio"/> 職種級別Bに該当する方： 「自動車運転者」、「建設作業員」、「農林業作業員」、「漁業作業員」、「採鉱・採石作業員」、「木・竹・草・つる製品製造作業員」(以上、6職種)	○	—
<input type="checkbox"/> 加入依頼書等の「他の保険契約等」欄は正しく告知いただいていますか？	○	○











3. 重要事項説明書の内容についてご確認くださいましたか？













特に「保険金をお支払いしない主な場合」、「告知義務・通知義務等」、「補償の重複に関するご注意*1」についてご確認ください。

*1 例えば、個人賠償責任補償特約をご契約される場合で、他に同種のご契約をされているとき等、補償範囲が重複することがあります。



用語のご説明

 ケガ	「ケガ」とは、急激かつ偶然な外来の事故によって身体に被った傷害をいいます。 ＜急激かつ偶然な外来の事故(例)＞ ・スキー場で転倒し、骨折した。 ・料理中にヤケドをした。 ・自宅の屋根を修理中に転落して打撲した。
 急激	「急激」とは、「事故が突発的で、傷害発生までの過程において時間的間隔がないこと」を意味します。
 偶然	「偶然」とは、「保険事故の原因または結果の発生が被保険者にとって予知できない、被保険者の意思に基づかないこと」を意味します。
 外来	「外来」とは、「保険事故の原因が被保険者の身体外部からの作用によること、身体に内在する疾病原因の作用でないこと」を意味します。
 傷害	「傷害」とは、被保険者が急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に急激に生ずる中毒症状(*1)を含み、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒または精神的衝動による障害および被保険者が症状を訴えている場合であってもそれを裏付けるに足りる医学的他覚所見のない傷害(*2)を含みません。 (*1) 継続的に吸入、吸収または摂取した結果生ずる中毒症状を除きます。 (*2) その症状の原因が何であるかによりません。
 医学的他覚所見	「医学的他覚所見」とは、レントゲン検査、脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
 後遺障害	「後遺障害」とは、身体の一部を失いまたはその機能に重大な障害を永久に残した状態であって、下記に該当するものをいいます。 ① 普通保険約款基本条項別表に掲げる後遺障害。 ② 上記①に該当しない状態であっても、引受保険会社が、身体の障害の程度に応じて、同表の後遺障害に相当すると認めたもの。 具体的な後遺障害については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。
 入院	「入院」とは、医師等による治療(*1)が必要であり、自宅等(*2)での治療が困難なため、病院等または介護保険法に定める介護療養型医療施設もしくは介護医療院に入り、常に医師等の管理下において治療(*1)に専念することをいい、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査のためのもの、入院治療を必要としない介護を主たる目的とするもの等は含みません。 (*1) 当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 老人福祉法に定める有料老人ホームおよび老人福祉施設ならびに介護保険法に定める介護保険施設等を含みます。
 入院保険金日額	「入院保険金日額」とは、ご加入されたコースまたはタイプの入院保険金日額をいいます。
 治療	「治療」とは、医師等(*1)による治療をいいます。ただし、被保険者が、医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。 (*1) 法令に定める医師および歯科医師または当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師をいいます。

 公的医療 保険制度の 給付対象手術	<p>「公的医療保険制度の給付対象手術」とは、健康保険等の手術料の対象となる手術のことで、健康保険等の手術料の対象となる手術であっても一部約款の規定により手術保険金の支払い対象外となる手術があります。詳しくは11ページ補償の概要等をご確認ください。</p>
 通院	<p>「通院」とは、医師等による治療(*1)が必要であり、病院等において、外来による診察、投薬、処置、手術その他の治療(*1)を受けること(*2)をいい、治療処置を伴わない薬剤および治療材料の購入、受け取りのみのもの等は含みません。</p> <p>(*1) 当社が認めた柔道整復師法に定める柔道整復師による施術を含みます。 (*2) 医師等による往診を含みます。</p>
 自動車	<p>「自動車」とは、自動車または原動機付自転車をいいます。</p>
 酒気帯び運転	<p>「酒気帯び運転」とは、道路交通法第65条第1項違反またはこれに相当する状態で、自動車を運転することをいいます。</p>
 親族	<p>6親等内の血族、配偶者(*1)または3親等内の姻族をいいます。</p> <p>(*1) 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある者を含みます</p>
 乗用具	<p>「乗用具」とは、自動車、モーターボート(水上オートバイを含みます。)、ゴーカート、スノーモービル、その他これらに類するものをいいます。</p>
 携行品	<p>「携行品」とは、被保険者が住宅(*1)から一時的に持ち出されたまたは住宅(*1)外において携行中もしくは住宅(*1)外で取得し、住宅(*1)に持ち帰るまでの間の被保険者所有の家財をいいます。ただし、補償対象外となる携行品(パンフレット12ページ記載)を除きます。</p> <p>(*1) 被保険者の居住の用に供される住宅をいい、敷地は含みません。その住宅が長屋または共同住宅の場合は、その占有部分および専用使用権のある部分に限ります。</p>
 免責金額	<p>「免責金額」とは、支払保険金の計算にあたって差し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。</p>
 乗車券等	<p>「乗車券等」とは、鉄道またはバスの乗車券、船舶の乗船券もしくは航空機の航空券、宿泊券、観光券または旅行券をいいます。ただし、定期券を除きます。</p>
 受託品	<p>「受託品」とは、被保険者が日本国内において受託した家財をいいます。ただし、補償対象外となる受託品(パンフレット13ページ記載)を除きます。</p>
 損壊	<p>「損壊」とは、滅失(*1)、破損(*2)または汚損(*3)をいいます。ただし、ウイルス、細菌、原生動物等の付着、接触等またはそれらの疑いがある場合を除きます。</p> <p>(*1) 滅失とは、財物とその物理的存在を失うことをいい、紛失、盗取、詐取、横領を含みません。 (*2) 破損とは、財物が予定または意図されない物理的、化学的、生物学的変化によりその客観的な経済的価値が減少することをいいます。 (*3) 汚損とは、財物が予定または意図されない事由により汚れることに伴い、その客観的な経済的価値が減少することをいいます。</p>

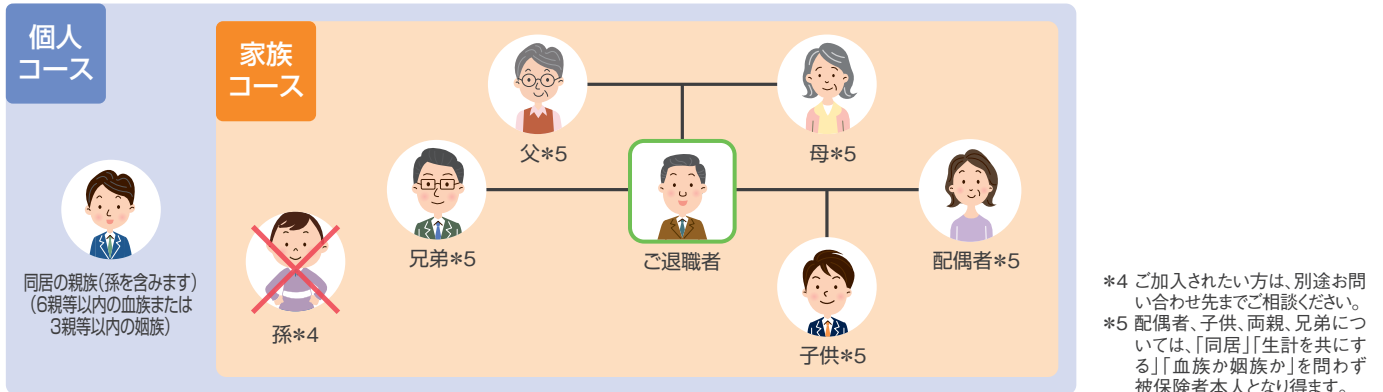
被保険者(保険の対象となる方について)

傷害補償

被保険者本人となり得る方

		個人コース	家族コース
①東京ガス(株)および系列会社のご退職者		●	●
②上記①のご家族*1	配偶者*2	●	●
	子供、両親、兄弟	●	●
	上記①と同居している親族	●	×

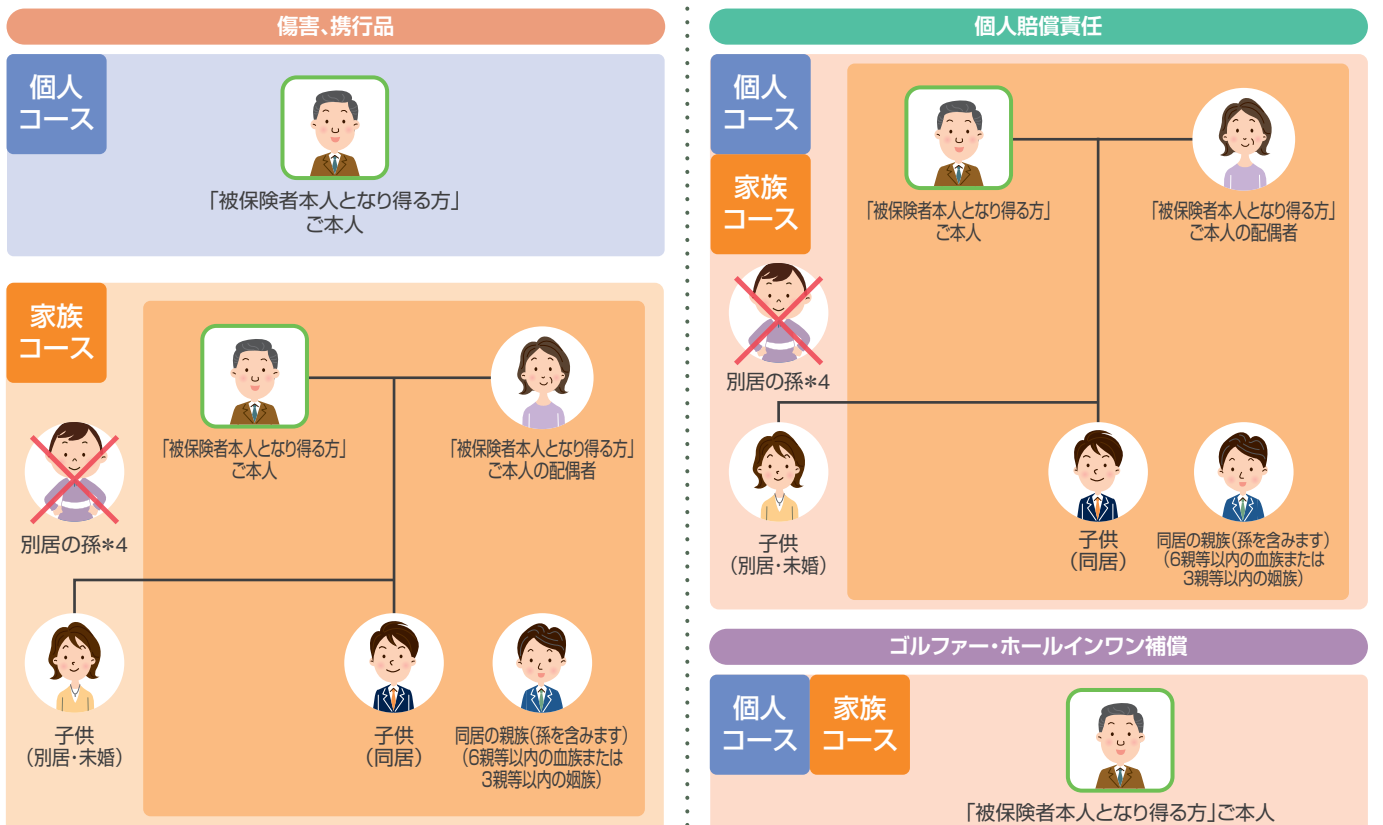
- *1 「家族」とは、配偶者、子供、両親、兄弟、および本団体の構成員と同居している親族をいいます。同居とは同一の家屋に居住することをいい、二世帯住宅で玄関・生活用設備を共有していない場合等は同居とはいいません。
- *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限り、婚姻とは異なります。)
① 婚姻意思*3を有すること ② 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
- *3 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。



被保険者(保険の対象となる方)の範囲

		本人*6	配偶者*2	その他のご親族*7
傷害、携行品	個人コース	●	—	—
	家族コース	●	●	●
個人賠償責任*8		●	●	●
ゴルファー・ホールインワン補償		●	—	—

- *6 本人とは上記「被保険者本人となり得る方」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。
- *7 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
- *8 賠償責任に関する補償において、本人*6が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限り、)。)



*4 ご加入されたい方は、別途お問い合わせ先までご相談ください。



MEMO

A large white rectangular area with rounded corners, containing 25 horizontal blue dotted lines for writing.

団体総合生活保険 T-Guard にご加入の皆様へ

加入対象者(加入依頼書の被保険者欄にご記入いただく方)

補償種類	個人コース			家族コース		
	本人*1	配偶者*2、お子様、両親、兄弟	その他のご親族*3	本人*1	配偶者*2、お子様、両親、兄弟	その他のご親族*3
傷害補償	●	●	●	●	●	—
ゴルファー・ホールインワン補償	●	●	●	●	●	—

- *1 本人とは東京ガス(株)及び系列会社をご退職された方ご本人をいいます。対象となる系列会社の範囲につきましては、取扱代理店までご照会ください。
 *2 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます(以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限りです。婚姻とは異なります。)
 ①婚姻意思*4を有すること ②同居により夫婦同様の共同生活を送っていること
 *3 ご本人と同居されているご親族をいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。
 *4 戸籍上の性別が同一の場合は夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます。

補償対象者(コースにより保険の対象となる方または補償の対象となる方が異なります)

補償種類		個人コース			家族コース		
		ご加入者本人*5	配偶者*2	その他のご親族*6	ご加入者本人*5	配偶者*2	その他のご親族*6
傷害補償	傷害補償	●	—	—	●	●	●
	個人賠償責任*7	●	●	●	●	●	●
	携行品	●	—	—	●	●	●
ゴルファー・ホールインワン補償	ホールインワン・アルバトロス	●	—	—	●	—	—

- *5 ご加入者本人とは上記「加入対象者」の中で実際にご加入いただいた保険の対象となる方(被保険者)ご本人をいいます。
 *6 ご本人または配偶者の同居のご親族および別居の未婚のお子様をいいます。ご親族とは6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいい、未婚とはこれまでに婚姻歴がないことをいいます。
 *7 賠償責任に関する補償において、ご加入者本人*5が未成年者または上表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、未成年者または責任無能力者の親権者およびその他の法定の監督義務者等も保険の対象となる方に含みます。(未成年者または責任無能力者に関する事故に限りです。)
 ※この続柄は傷害および損害の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

ご加入内容に関する大切なお知らせ

※現在ご加入の方は必ずお読みくださいますようお願いいたします。
 現在ご加入の方につきましては表紙記載の申込締切日までにご加入者の方からの特段のお申し出または引受保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の保険料・補償内容にて、引受保険会社に保険契約を申し込みます。なお、本内容をご了承いただける方につきましては、特段の加入手続きは不要です。
 その他ご不明な点等ございましたら、取扱代理店東京ガスリース(株)までご連絡ください。

ご加入内容をご確認ください。

ご加入・更新いただく前に保険商品をご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合は、追記・訂正をお願いいたします。
 また、更新の場合は、現在のご加入内容についてもあわせてご確認ください。万一、変更がある場合は、取扱代理店東京ガスリース(株)までご連絡ください。

- この保険契約は、東京ガス(株)を保険契約者とする団体契約となり、保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として東京ガス(株)が有します。
- このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、取扱代理店までご連絡ください。
- 取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店と有効に成立したご契約につきましては引受保険会社と直接契約されたものとなります。

お問い合わせ先

〈取扱代理店〉

東京ガスリース株式会社 保険部

東京都新宿区西新宿3-7-1

TEL.03-5322-7114

FAX.03-5322-7143

MAIL.e-choice@tg-lease.co.jp

音声ガイドの後に「1」または「※1」を押してください
 (営業時間/平日9:00~17:00 土日祝日は休業)

〈引受保険会社〉

[幹事会社]

東京海上日動火災保険株式会社

[担当課]

本店営業第二部 営業第三課

MAIL.tmnf1716-1@tmnf.jp